

がいこくじんじどう せいととう きょういくししん 外国人児童・生徒等にかかわる教育指針

2007年（平成19年）2月
相模原市教育委員会

1 はじめに

相模原市には、在日韓国・朝鮮人をはじめ、近年新たに日本に住居を設けた多くの在日外国人が生活しています。国際化が進む今、すべての児童・生徒に自らにかかわる民族や国に対する自覚と誇りを高め、国際的な広い視野のもとに、他の民族や国の人々との共生をめざす国際性豊かな人の育成が求められています。

相模原市では、2002年（平成14年）3月に「相模原市人権施策推進指針」を策定し、「人権社会の構築と人権文化のまちづくり」に向けた総合的な人権施策の推進に取り組んでいます。また、相模原市教育委員会では、外国人児童・生徒等について、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、国籍のいかんを問わず、教育を受けることができることとしています。

2005年（平成17年）3月に教育委員会が実施した小・中学校における外国人児童・生徒等の実態調査によると学校生活や卒業後の進路において不安を感じている場合が見られました。

このことから、相模原市では外国人児童・生徒等の実態を把握した上で、様々な教育課題に取り組むことが本市学校教育の重要な課題と考えます。

そこで、多文化共生の視点に立ち、外国人児童・生徒等の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童・生徒がお互いに尊重しあい、差別やいじめのない、豊かに共生する学校や地域社会をつくることをめざして「外国人児童・生徒等にかかわる教育指針」を策定します。

2 教育指針

- (1) 外国人児童・生徒等の教育を受ける権利を保障します。
- (2) 外国人児童・生徒等が日本語を習得できるように支援するとともに、母語や母文化が保持される取り組みに努めます。
- (3) 多様な文化・習慣・価値観等を持つ児童・生徒が、自己のあり方に自信を持ち、アイデンティティを確立できるように支援します。
- (4) 外国人児童・生徒等が自己実現を図ることができるように進路に対する取り組みを支援します。
- (5) すべての児童・生徒が学校や地域社会の中で、国籍や文化の違いをこえて、お互いに認め合い、安心して生活し共に成長できる環境づくりに努めます。
- (6) 教育関係者及び支援者が外国人児童・生徒等の教育について理解・認識を深めるように努めます。
- (7) 教育関係者は、保護者・地域・ボランティア等と連携して外国人児童・生徒等の教育を支援するように努めます。

3 具体的な方策

1 外国人児童・生徒等の教育を受ける権利

- ①就学・転編入については保護者に対して十分な情報提供と適切な案内がされるように各学校と連携を図っていく。
- ②本人の「本名」尊重を基本認識とし、児童・生徒一人ひとりの自己実現が図れるように支援する。

2 外国人児童・生徒等の日本語習得と母語・母文化の保持

- ①日本語が理解できないために学校生活や学習及び社会生活に支障をきたしている児童・生徒、保護者に対する支援に努める。
- ②母語や母文化に接し、親しむことができるように指導の工夫や関係機関との連携に努める。
- ③日本語指導を要する外国人児童・生徒等が一定数以上在籍する学校に国際教室担当教諭を配置し、多様な学習を支援する。

3 自己のあり方とアイデンティティの確立

- ①外国人児童・生徒等の生活実態を必要に応じて把握する。
- ②実態調査に基づき、支援事業の見直しや必要な事業実施に努める。
- ③全教職員及び関係者は協力して、指導の充実に努める。

4 進路に対する取り組み

- ①能力・適性や興味・関心に応じた適切な進路選択ができるように関係機関と連携し、進路保障に努める。
- ②児童・生徒の実態に即して教育課程を弾力的に扱い、一人ひとりに応じた指導を行い、学力の向上に努めます。

5 外国人児童・生徒等の共生環境づくり

- ①国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し尊重する共生の心を育成するように努める。
- ②自分の考えを適切に表現し、立場や意見の異なる人々と協力しながら多様な文化を持つ人々と共に生きていく異文化コミュニケーション能力の育成に努める。

6 外国人児童・生徒等の教育の理解・認識の深化

- ①すべての教職員及び支援関係者は多文化共生の視点に基づき、外国人児童・生徒等に関する教育について多面的な研修を行い、正しい認識と指導力の向上に努める。
- ②国際教室担当教諭は、日本語指導などの専門的なスキルを生かし、多様な指導方法の習得と改善に努める。

7 保護者・地域・ボランティアとの連携

- ①当事者の教育ニーズに、適切に応じるために、学校と保護者、地域、関係ボランティアの方々が、外国人児童・生徒等の教育について意見交換ができるようなしくみづくりに努める。
- ②関係機関との連携のもと、地域の方々の理解と協力が得られるように地域社会における啓発活動に努める。